

令和5年第10回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年10月5日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年10月17日
4. 出席農業委員 17名
- | | | | |
|---------------------|------------|---------------------|-----------|
| 1番 佐藤 易廣 | 2番 柳沼 正治 | 3番 八巻 長一 | 4番 寺島 武 |
| 5番 渡邊 政幸 | 6番 菅野 照 | 7番 鈴木 政浩 | 8番 穴戸 洋一 |
| 9番 阿部 忠幸 | 10番 浦山 公一 | 11番 大槻 孝徳 | 12番 吉田 浩重 |
| 13番 大橋 吉成 | 14番 千葉 利市 | 15番 長沢 壽幸 | 16番 佐藤 清光 |
| 17番 渡邊 茂 | 18番 土屋 洋一郎 | 19番 清野 直人 | |
5. 欠席農業委員 2名
6. 出席農地利用最適化推進委員 19名
- | | | | |
|-----------------------|----------------------|------------|------------|
| 20番 佐藤 輝弥 | 21番 佐々木 春男 | 22番 大武 有子 | 23番 後藤 喜美江 |
| 24番 橘 典雄 | 25番 八島 市藏 | 26番 高橋 敏明 | 27番 菊池 和彦 |
| 28番 齋藤 信夫 | 29番 佐藤 善一 | 30番 渡邊 みき子 | 31番 野田 源吉 |
| 32番 舟山 健一 | 33番 引地 秀樹 | 34番 八城 智広 | 35番 佐瀬 之人 |
| 36番 小賀坂 伸夫 | 37番 秋葉 武 | 38番 大和田俊一郎 | 39番 三浦 秀勝 |
| 40番 阿部 良夫 | 41番 津田 茂 | 42番 井上 林一 | 43番 八巻 博 |
7. 欠席農地利用最適化推進委員 5名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 あっせん申出について
10. 議 事
- 議 長 只今から、令和5年第10回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時42分宣告)
- 只今の出席委員は、農業委員17名、推進委員19名で定足数に達しております。
よって令和5年第10回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
- 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、3番、八巻長一委員、4番、寺島武委員、以上2名を指名いたします。ま

た、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●●さんから●●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。

譲渡人と譲受人は、夫婦であります。●●●●●さんは、トラクター、田植機、スピードスプレーヤー、耕運機等の農機具を有しており、家族で年間560日農業に従事し、許可後の耕作面積は75aです。通作距離は、自宅から車で20分であります。

2番は、●●●●●さんから●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●さんは、スピードスプレーヤー、高所作業機、草刈機等の農業機械を所有し、家族で年間600日農業に従事しており、許可後の耕作面積は194aです。通作距離は、自宅から車で5分です。

3番は、●●●●●さんから●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●さんは、スピードスプレーヤー、高所作業機、草刈機等の農業機械を所有し、家族で年間600日農業に従事しており、許可後の耕作面積は199aです。通作距離は、自宅から車で5分です。

4番は、●●●●●●●さんから●●●●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●●●●さんは、トラクター、軽トラック、噴霧機、草刈機の農業機械を所有し、家族で年間300日農業に従事しており、許可後の耕作面積は8aです。通作距離は、自宅から車で1分です。

5番は、●●●●●●●さんから●●●●●●●さんへ、遺言による遺贈による所有権の移転です。●●●●●●●さんは、新規就農者になります。軽トラック、耕運機、手動噴霧器を所有し、今後必要に応じ農機具を購入する予定であります。本人が年間200日農業に従事する予定です。許可後の耕作面積は21aとなります。通作距離は、自宅から徒歩1分であります。相続人以外に特定遺贈する場合、つまり、特定の場所を遺言により相続人以外の者に遺贈する場合、農地であれば農

地法第3条許可が必要となります。許可がなければ登記することができません。

6番は、●●●●さんから●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。管理機、噴霧機などを所有し、本人が年間150日農業に従事しており、許可後の耕作面積は24aです。通作距離は、自宅から車で15分であります。

7番は、●●●●さんから●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●さんは、軽トラック、トラクター、噴霧機、乗用草刈機を所有し、家族で年間400日農業に従事しており、許可後の耕作面積は125aです。通作距離は、自宅から車で1分であります。

8番は、●●●●さんから●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●さんは、トラクター、スピードスプレヤー、軽トラックの農業機械を所有し、本人が年間150日農業に従事しており、許可後の耕作面積は、168aです。通作距離は、自宅の目の前であります。

9番は、●●●●●●さんから●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●さんは、トラクター、耕運機、田植機、噴霧機、運搬機等の農業機械を所有し、家族が年間830日農業に従事しており、許可後の耕作面積は、302aです。通作距離は、自宅から車で5分程度の範囲内にあります。

10番は、●●●●さん、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●さんは、新規就農者になります。軽トラック、耕運機、動力噴霧機、草刈機を所有し、今後必要に応じ農機具を購入する予定であります。本人が年間150日農業に従事する予定です。許可後の耕作面積は11aとなります。通作距離は、自宅から徒歩1分で、家庭菜園としての利用であります。

11番は、●●●●さんから●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●さんは、新規就農者になります。トラクター、噴霧機、草刈機等の農業機械を所有し、家族が年間300日農業に従事する予定です。許可後の耕作面積は、21aとなります。通作距離は、自宅から徒歩で2～3分程度であります。

12番は、●●●●●●さんから●●●●さんへ、賃借権の設定10年間であります。●●●●さんは、新規就農者になります。耕運機、手動噴霧機、草刈機の農機具を有し、家族が年間450日農業に従事しています。許可後の耕作面積は、13aです。通作距離は、自宅から徒歩で5分程度であります。

13番は、●●●●さんから●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●さんは、新規就農者になります。小型耕運機の農機具を所有し、本人が年間200日農業に従事する予定です。許可後の耕作面積は、4aとなります。通作距離は、自宅から車で30分であります。家庭菜園としての利用であります。

以上、13件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしく願います。

議 長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、21番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21番委員 議案第1号1番の案件について現地調査の結果を報告いたします。先日、●●さんと電話で話をしました。譲渡人の●●さんと譲受人の●●●さんは夫婦で、●●さんが体調を崩し農業に従事できなくなり、代わりに●●●さんが従事するということだそうです。現在も桃やブドウが植わっており管理されているので、問題がないと見てまいりました。皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の2番から3番の案件について、34番、八城智広調査員、お願いいたします。

34番委員 議案第1号の2番から3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず2番の案件について報告いたします。10月14日に現地を確認いたしました。大正橋よりの農地で、桃が植栽されていました。同日、譲受人の●●●さんの自宅を訪問、翌15日には譲渡人の●●●さん、●●さんから電話でお話を伺いました。●●さんは定年退職後、農業に従事していましたが、10年ほど前から、●●さんに耕作してもらっていました。●●さんも●●さんも高齢となり今後農業に従事する予定がないことから●●さんに話を持ち掛けたところ、売買が成立したとのことでした。●●さんは今後も桃を栽培していくとのことでした。何の問題もないと見てまいりましたが、皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、27番、菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。10月9日に、譲渡人、譲受人から電話でお話を伺い、昨日、現地を確認しました。譲渡人の●●さんは先月も報告しましたとおり、●●●から●●●へ引っ越しをしたので、農地を贈与というかたちで処分したそうです。申請農地は譲受人の●●さんが以前から耕作していた農地です。●●さんによれば、「この農地をぜひもらって欲しい」と言われたので引き受けることにしたとのことでした。現地は保全されており、白菜が1列植わっていました。もうすぐ収穫の頃合いのようです。問題のない案件と見てまいりましたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の5番と12番の案件について、31番、野田源吉調査員、お願い

いたします。

31 番委員 議案第 1 号の 5 番と 12 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず 5 番の案件について報告いたします。15 日に譲受人の●●●●●さん宅を訪問しました。譲渡人の生前より、申請地を譲るので耕作して欲しいといわれ、現在まで耕作しておりました。一昨年譲渡人が亡くなり、遺言通り●●●●●さんが譲り受けることとなりました。●●●●●さんは耕運機、動力噴霧器を所有しており、耕作に何ら支障がないものと思われしますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に 12 番の案件について報告いたします。借受人の●●●●●さんとは 15 日、貸主の●●●●●さんとは昨日電話でお話を伺いました。2 人は近所に住んでいます。●●●●●さんはバイク店を営んでおり、その父親が農地を借りて耕作しています。その農地の隣地が今回の申請地であり、貸主からこの農地も借りてほしいとの申し出があり、●●●●●さんが新規就農し借りることにしたそうです。貸主は体調も良くなく、近くの人に借りてもらえれば良いと考えていたようで、非常に助かっている、とのこと。●●●●●さんも耕運機、動力噴霧器等を所有しており、耕作に何ら支障がないものと思われしますので、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 6 番と 7 番の案件について、1 番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1 番委員 議案第 1 号の 6 番と 7 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず 6 番の案件について報告いたします。経営移譲の案件であり、問題ないものと見てまいりました。次に 7 番の案件について報告いたします。譲渡人の●●●●●さんは●●●●●に居住しているため●●●●●の農地は耕作しないとのことでした。譲受人の●●●●●さんは贈与で譲り受け、規模拡大するそうです。何ら問題のない案件と見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 8 番の案件について、32 番、舟山健一調査員、お願いいたします。

32 番委員 議案第 1 号の 8 番の案件について、報告いたします。譲渡人の●●●●●さんは 93 歳と高齢で、もとは学校の先生でありました。現在は老人ホームに入居中ですので、10 月 15 日に電話をしました。すると認知症により話ができない、と職員より言われましたので、●●●●●で医師をしている息子さんに連絡をとりました。間違いなく、売買の予定であるとの確認をとりました。その後、譲受人の●●●●●さんとも日曜日、電話にて連絡をとりました。この方は私の部落の方ですので、状況は把握しております。この方のお父さんは、以前推進員を

しておられた●●●●さんであります。15年前から、申請地で野菜作りをしておりましたが、今回この農地を求めることになったとのことです。耕作農地も168aほどやっており、今後も耕作していきたいとのことで、何ら問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の9番の案件について、40番、阿部良夫調査員、お願いいたします。

40番委員 議案第1号の9番の案件について、現地調査の結果報告をいたします。10月12日に現地調査をし、その夕方、譲渡人、譲受人双方に電話をし話を聞きました。二人はいとこ同士であります。場所は●●●●●から500メートルほど南に行ったところのまとまった一団の農地です。申請地は数年前まで、譲渡人の弟さんが管理しておりましたが、ガンで亡くなってからは耕作放棄地となっております。譲渡人の●●●さんによると、女性一人で農地を管理していくのは難しいとのことで、いとこの●●●さんに打診をしたとのことです。●●●さんは、79歳と高齢ですが、息子さんたちと一緒に家族労働により借地も含め103ヘクタールほどの農地を耕作しており、花木、切り花の経営をしております。以前から経営拡大を考えていたそうで、●●●さんの申し出をありがたく受け、切り花を拡大していきたいとのことでした。何ら問題なく、許可相当と見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の10番と11番の案件について、42番、井上林一調査員、お願いいたします。

42番委員 議案第1号の10番と11番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず10番の案件について報告いたします。譲受人の●●●さんですが、建築業を営んでいるのですが、今回、●●●の住宅および作業所を購入したところ、譲渡人から、農地も購入してもらいたいとの申し出があったそうです。●●●さんは今後家庭菜園として利用していきたいとのことでした。問題のない案件と見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に11番の案件について、報告いたします。●●●●●の裏手の農地になります。譲渡人の●●●●●さんは、果樹・野菜の専業農家ですが、●●●の農地まで通作はできないとのことで、今回譲受人の●●●●●さんに持ち掛けたところ、贈与という形で話がまとまったそうです。●●●さんは果樹や家庭菜園をやっていききたいとのことで、こちらも問題のない案件と見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の13番の案件について、33番、引地秀樹調査員、お願いいたします。

33 番委員 議案第 1 号の 13 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●さんとはお話が聞けませんでした。譲受人の●●さんからお話を聞きました。申請農地は、譲渡人が 3 年ほど前に住んでいた住宅敷地の一部です。●●さんは、息子さんのために申請地を購入したそうです。今後は家庭菜園としての利用をしていくとのことで、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 13 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

18 番委員 はい。

議 長 18 番委員の発言を許します。

18 番委員 5 番の案件について質問します。遺贈の場合は、農地法 3 条の許可は不要なのではないですか。

農地係長 今回の遺贈は、場所が特定されているので、特定遺贈となります。さらに、譲受人が相続人の場合は 3 条許可は不要ですが、今回は第三者への遺贈となるため、3 条許可を要します。

18 番委員 わかりました。

議 長 そのほか質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 13 件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 (委員挙手多数)

議 長 賛成多数。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 13 件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を、議題といたします。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第 2 号朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1 番については、農地改良のための一時転用であります。一時転用の期間につきましては、6 ケ月間となります。農地区分は、10 h a 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。第 1 種農地であっても、一時転用は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

以上のことから転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、4番、寺島武調査員、お願いいたします。

4番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。10月16日午前9時、月舘総合支所集合で、高橋推進委員、佐藤推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。この土地は河川と道路に囲まれた農地で、周囲の農地への影響も少なく、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手多数）

議長 賛成多数。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、公共事業に伴う資材置場、仮設現場事務所等敷地への一時転用であります。貸借権の設定3ヶ月間です。農地区分は、阿武隈急行上保原駅から500m以内の範囲に位置していますので、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、一時転用許可可能と判断しました。

2番については、公共事業に伴う仮設道路敷地への一時転用であります。貸借権の設定7ヶ月間です。農地区分は、農振農用地区域内の農地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であることか

ら、転用許可可能と判断しました。

3 番については、露天駐車場敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、10ha 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。なお、この申請地は、令和 5 年 1 月の総会において、農振農用地から除外するため意見を求められた農地であります。第 1 種農地であっても、既存施設拡張事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。以上のことから転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく願います。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第 3 号の 1 番の案件について、1 番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1 番委員 議案第 3 号の 1 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。10 月 16 日午前 10 時、伊達市役所集合で、浦山委員、井上推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は市内南部にある工業団地から先、●●●●●●付近にある農地です。住宅が点在する地域で、側溝もあり、見通しもよく安全管理も確保され、公共事業に伴う資材置き場、仮設現場事務所等への転用も許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

議案第 3 号の 2 番の案件について、10 番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10 番委員 議案第 3 号の 2 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。10 月 16 日午前 10 時、伊達市役所集合で、佐藤委員、井上推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は●●●北西にある農地です。以前から●●●に関する工事で、●●●●が資材置場として利用していた農地ですが、今回、道路の拡幅工事を施工するにあたり、通行止めとなるため、迂回路としての仮設道路を敷設するための一時転用です。安全な交通を確保するための申請ですので、特に問題のないものと見てまいりました。皆様のご審議、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

議案第 3 号の 3 番の案件について、42 番、井上林一調査員、お願いいたします。

42 番委員 議案第 3 号の 3 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。10 月 16 日午前 10 時、伊達市役所集合で、佐藤委員、浦山委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は●●●●●●の向いです。露天駐車場敷地への転用ですが、農振除外されている農地であり、周辺農地へ

の影響もないものと見てまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。11ページ、令和5年10月26日公告分の賃貸借3番と4番の案件について、27番菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 議案第4号の賃貸借3番と4番の案件について、報告をいたします。10月15日に、貸手の●●さんとは電話で、借受人の●●さんとは申請農地で話を伺いました。この農地は元々、別の方が耕作していたのですが、その方が耕作できなくなったため、その方から●●さんにお問い合わせがあったそうです。申請農地は素晴らしい桃畑でして、問題のない案件だと思われます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入りますが、議案第4号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る1件、賃貸借権設定に係る6件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、所有権移転に係る 1 件、賃貸借権設定に係る 6 件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより質疑に入ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る 1 件、賃貸借権設定に係る 6 件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る 1 件、賃貸借権設定に係る 6 件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第 5 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 5 号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第 5 号「あっせん申出について」の 3 件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 5 号、「あっせん申出について」の 3 件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 5 号「あっせん申出について」の 3 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、保原地区担当から、29 番、佐藤善一推進委員と、23 番、後藤喜美枝推進委員、2 番の案件について、霊山地区担当から、25 番、八島市蔵推進委員と、33 番、引地秀樹進委員、月舘地区担当から、20 番、佐藤輝弥推進委員と、26 番、高橋敏明進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。
議 場 「発言なし」の声。
議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告につ
いて」を終了します。
議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
議 場 「異議なし」の声。
議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。あ
りがとうございました。
以上をもちまして、令和 5 年第 10 回伊達市農業委員会定例総会を閉会とい
たします。どうもご苦勞様でした。(午後 3 時 55 分閉会)

11. 提出事項の顚末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	許可決定
	議案第 4 号	承認決定
	議案第 5 号	承認決定

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

令和5年10月17日開催

令和5年

第10回伊達市農業委員会定例総会議事録

伊達市農業委員会

